

令和5年度 第3回 高知支部評議会

# 第6期保険者機能強化アクションプラン（案） および令和6年度支部事業計画（案）について

令和6年1月15日

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
基盤的 保険者 機能関 係	<p>(1) 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>I) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。</li> <li>・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主に積極的な情報提供を行い、理解を求める。また、医療費適正化等の努力により、保険料の上昇を抑制するため、国や都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、積極的に意見発信を行う。</li> </ul>	<p>(1) 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>I) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> <li>・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
基盤的 保険者 機能 関係	II) 業務改革の実践と業務品質の向上 ①業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ・日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟で最適な体制による事務処理の徹底により、業務処理の品質を追求し、生産性の向上を図る。 ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、職員の多能化と意識改革を促進する。	II) 業務改革の実践と業務品質の向上 ① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ・業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。 ・業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。  【困難度：高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。 また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の改革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。
	②サービス水準の向上 ・各種申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に現金給付の申請については、受付から支払いまでをサービススタンダードとして標準期間を設定し、加入者への迅速な給付を行う。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者・事業主からの相談・照会に的確かつ迅速に対応できるよう受電体制等の強化を図る。 ・お客様満足度調査やお客様の声の活用により、加入者サービスの水準の向上に努める。	② サービス水準の向上 ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、業務量の多寡や優先度を考慮しながら、事務処理体制の強化と生産性の向上を図ることで、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、広報等すべての申請書が郵送で手続きできることを案内する。 ・受電体制の強化及び本部が開催する研修内容を支部で展開することで、相談業務の標準化を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応する。

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
<p>基盤的 保険者機能 関係</p>	<p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) サービススタンダードの達成状況を100%とする</li> <li>2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする</li> </ol>	<p>加えて、「広報基本方針」及び「広報計画」に基づき、健康保険制度や各種給付金の申請方法を周知することで、加入者等の利便性の向上を図り、相談業務の効率化に繋げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。</li> <li>・日本年金機構と定期的に行っている連携会議で、加入者・事業主の利便性の向上が図れる取り組みの検討を行う。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) サービススタンダードの達成状況を100%とする</li> <li>2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする</li> </ol>
	<p>③現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病手当金、出産手当金のうち、支給決定後に資格記録が変更されたもの等の不正受給が疑われる申請について、調査を徹底する。</li> <li>・海外療養費や海外出産に係る出産育児一時金について、不正請求防止対策を徹底する。</li> <li>・柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費に係る、頻回受診や過剰な施術等、施術内容に疑義のある申請については、加入者等へ通知することにより、施術の必要性の確認を徹底する。</li> <li>・マイナンバーの活用及び日本年金機構との連携による被扶養者資格の再確認を強化する。</li> </ul>	<p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。</li> <li>・現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化P T（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。</li> </ul> <p>なお、分析結果については、6か月ごとに給付適正化P T（支部内に設置）で報告をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、</li> </ul>

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
<p>基盤的 保険者 機能 関係</p>		<p>出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会などを実施するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を開催し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。</li> <li>・ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。</li> <li>・ これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高めるために、本部が開催する業務研修に参加し、支部内に展開する。</li> </ul>
	<p>④レセプト点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ レセプト内容点検行動計画の実行を徹底し、システムを活用した効率的な点検を推進するとともに、レセプト点検員による人的な点検の質を一層高め、査定率の更なる向上に取り組む。</li> <li>・ 社会保険診療報酬支払基金の審査の高度化を踏まえ、協会のレセプト内容点検の体制を整備するとともに、審査の更なる重点化・高度化を進める。</li> </ul>	<p>④ レセプト点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容点検については、システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指したレセプト内容点検効果向上計画を策定し、その計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。</li> <li>・ 資格点検については、資格喪失後受診等に係る疑義レセプトについて点検を行い、返還請求等を確実に実施する。</li> <li>・ 外傷点検については、外傷性病名にかかるレセプトについて負傷原因の照会を行い、返還請求及び損害賠償請求等を確実に実施する。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPIを達成することは、困難度が高い。</p>

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
基盤的 保険者 機能 関係	<p>■ KPI :</p> <p>1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする                      （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額</p> <p>2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p>	<p>■ KPI :</p> <p>1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする                      （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額</p> <p>2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p>
	<p>⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な納付書の送付、適正な催告及び保険者間調整の実施を徹底し、発生した債権について、確実な回収を行う。</li> <li>・資格喪失後受診による返納金の発生を防止するため、当面、引き続き健康保険証の早期回収に取り組むとともにマイナンバーカードと健康保険証の一体化の動向を踏まえ、必要な対応を図る。</li> </ul> <p>■ KPI :</p> <p>1) 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする</p> <p>2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする</p> <p>※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする</p>	<p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</li> <li>・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</li> <li>・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</p> <p>■ KPI :</p> <p>1) 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする</p> <p>2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする</p> <p>※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする</p>

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
基盤的 保険者 機能 関係	<p>Ⅲ) ICT化の推進</p> <p>i) オンライン資格確認等システムの周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。</li> <li>特に、2023年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</li> <li>マイナンバーを正確に収録するため、システムによる確認の改善及び加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。</li> </ul> <p>ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。</li> </ul> <p>iii) 電子申請等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、2025年度中に電子申請等を導入し、事務処理の効率化を進める。また、加入者・事業主が正確な知識のもと安心してこれらの制度を利用できるよう、積極的な広報に取り組む。</li> </ul>	<p>Ⅲ) ICT化の推進</p> <p>i) オンライン資格確認等システムの周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。</li> <li>マイナンバーを正確に収録するため、システムによる確認の改善及び加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。</li> </ul> <p>ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認等システムは、国の進める医療DXの基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。</p>

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
戦略的 保険者 機能 関係	<p>(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>I) データ分析に基づく事業実施</p> <p>①本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。</li> <li>・本部においては、2022年度に作成した医療費・健診データ等の分析用マニュアルの改訂を行い、支部においては、分析の精度を高めるため、本部が委嘱している「健康・医療情報分析アドバイザー」や地元大学等の研究者からの助言を活用するとともに、外部有識者との共同分析を推進する。</li> <li>・本部・支部における調査研究・分析の成果を内外に広く情報発信するため、「調査研究フォーラム」を開催するとともに、調査研究報告書の発行及び各種学会での発表を行う。</li> <li>・データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、統計分析研修、OJT等を通じ、分析能力を備えた人材の育成に計画的に取り組み、職員の分析能力の更なる向上を図る。</li> </ul>	<p>(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>I) データ分析に基づく事業実施</p> <p>①本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と連携し、医療費・健診データ等を活用して分析を行う。</li> <li>・地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。</li> <li>・データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、統計分析研修に積極的に参加し、統計業務を担う人材の育成を図る。</li> </ul> <p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。</p>
	<p>②外部有識者を活用した調査研究成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究を実施し、医療費適正化や保健事業の効果的な実施等に資するエビデンスを得る。</li> <li>・当該研究成果等を踏まえ、国への政策提言を行うとともに、パイロット事業等を通じ、協会が実施する取組の改善や新たな事業の実施に向けた検討を進める（ガイドラインの策定等）。</li> </ul>	<p>② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県や大学との連携により、高血糖や糖尿病発症にかかるデータ分析を進め、分析結果に基づく効果的な事業を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 外部有識者の研究への助言や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</p>

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
戦略的 保険者 機能 関係	<p>③好事例の横展開</p> <p>i) 本部主導型パイロット事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5期アクションプランにおいて整理した本部主導型のパイロット事業の仕組みのもと、協会が取り組むべき課題として本部が設定したテーマについて、支部の取組結果をもとに効果的な手法を確立し、当該手法の横展開を図る。</li> </ul> <p>ii) 保険者努力重点支援プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ分析や事業企画等を本部と支部が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」について、保険料率上昇の抑制が期待できる事業を実施するほか、「医療費・健診データ等を活用した分析・評価」及び「顔の見える地域ネットワーク」の構築に係るモデル事業を実施するものとして、プロジェクト対象支部で展開する。</li> <li>・データ分析に基づく事業実施等に当たって、医療・公衆衛生・健康づくり等に精通した外部有識者の助言を得ながら実施するとともに、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した取組も実施する。</li> <li>・当該プロジェクトの実施を通じ蓄積した分析や事業実施の手法について、全支部への横展開を図る。</li> </ul>	
	<p>II) 健康づくり</p> <p>①保健事業の一層の推進</p> <p>i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各支部が策定する第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）は、「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱としつつ、「データ分析に基づく地域・職域の特性を踏まえたポピュレーションアプローチ」にも積極的に取り組むものである。当該計画に掲げる目標の達成に向けて、外部有識者を活用した調査研究成果も活用しながら、各年度の取組を着実に実施する。</li> <li>・取組の実施に当たっては、特定健診から特定保健指導、重症化予防に至る一連の流れを加入者に理解いただけるよう、一貫したコンセプトに基づいたパンフレット等を活用する。</li> <li>・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いて各事業の成果を検証し、PDCAサイクルを回す。</li> </ul>	<p>II) 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。</li> </ul>

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
戦略的 保険者 機能 関係	<p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戦略的保険者機能の一層の発揮に向けて、特定健診・特定保健指導実施率の向上（量的カバー）に加え、結果の出せる効果的な特定保健指導や重症化予防のための効果的な受診勧奨（質の向上）、更に、データ分析に基づく地域・職域の特性を踏まえたポピュレーションアプローチ等の推進に取り組む必要がある。</li> <li>・ このため、支部の特性を踏まえつつ、特定保健指導を中心に、全支部において実施すべき取組について一定の標準化を図る。</li> </ul> <p>支部において保健事業を担う専門職たる保健師の複数名体制を構築・維持するため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上に向けて、各支部やブロック単位によるOJTを行いつつ、本部が開催する研修内容の充実を図る。併せて、専門職以外の保健事業に携わる職員の研修内容の充実を図る。</li> <li>・ 契約保健師及び管理栄養士が担うべき役割について、その能力や意欲に応じて、これまでの特定保健指導のみならず、コラボヘルス等の他の保健事業へ拡大すべく、人事評価・処遇のあり方も含め検討し、必要な取組を進める。</li> </ul>	<p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健事業を担う専門職たる保健師の複数名体制を構築・維持していくため、自治体、看護協会、看護系大学等を訪問し、今後の採用活動を円滑に行うための関係性を構築する。</li> <li>・ 保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上に向け、支部内研修の充実や外部研修等の受講を積極的に働きかけ、保健指導者としてのスキルアップを図る。</li> </ul>
	<p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が示す協会の特定健診の実施率目標値は、2029（令和11）年度末に70%である。なお、2022年度実績は57.9%となっている。</li> <li>・ 被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、2023年度に実施した自己負担の軽減に加え、2024年度から付加健診の対象年齢を拡大するとともに、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。</li> <li>・ 被扶養者に対する特定健診について、市区町村におけるがん検診との同時実施等を推進し、実施率の向上を図る。</li> </ul>	<p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者に対する生活習慣病予防健診について、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。</li> <li>・ 被扶養者に対する特定健診について、市町村との連携を強化し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。</li> </ul>

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
戦略的保険者機能関係	<p>・ 事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。</p> <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 生活習慣病予防健診実施率を64.8%以上とする</li> <li>2) 事業者健診データ取得率を9.2%以上とする</li> <li>3) 被扶養者の特定健診実施率を32.9%以上とする</li> </ol>	<p>・ 事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。</p> <p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：103,653人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣病予防健診 実施率 71.7%（実施見込者数：74,320人）</li> <li>・ 事業者健診データ 取得率 7.7%（取得見込者数：7,982人）</li> </ul> <p>■ 被扶養者（実施対象者数：22,332人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査 実施率 32.4%（実施見込者数：7,236人）</li> </ul> <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 生活習慣病予防健診実施率を71.7%以上とする</li> <li>2) 事業者健診データ取得率を7.7%以上とする</li> <li>3) 被扶養者の特定健診実施率を32.4%以上とする</li> </ol>

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
戦略的 保険者 機能 関係	<p>③特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>i) 特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が示す協会の特定保健指導実施率の目標値は、2029年度末に35%である。なお、2022年度実績は18.1%となっている。</li> <li>・特定保健指導について、2022年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。</li> <li>・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。</li> <li>・特定保健指導実施率が高い事業所における職場環境整備に関する創意工夫について、事例集等を活用し、経年的に特定保健指導の利用がない事業所に情報提供する。</li> <li>・質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、健康意識が高まる健診当日や健診結果提供時における効果的な利用案内について、2023年度パイロット事業等の成果を踏まえ、全国展開を図る。</li> </ul> <p>ii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。その際、特定保健指導の成果の見える化を図るとともに、ICTを組み合わせた特定保健指導も推進する。</li> </ul>	<p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>i) 特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。</li> <li>・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。</li> <li>・質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。</li> </ul> <p>ii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p>

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
戦略的 保険者 機能 関係	<p>■ KPI :</p> <p>1) 被保険者の特定保健指導実施率を27.1%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を20.7%以上とする</p>	<p>■ 被保険者（特定保健指導対象者数：16,379人） ・ 特定保健指導 実施率 20.1%（実施見込者数：3,293人）</p> <p>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：623人） ・ 特定保健指導 実施率 19.7%（実施見込者数：123人）</p> <p>■ KPI :</p> <p>1) 被保険者の特定保健指導実施率を20.1%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を19.7%以上とする</p>
	<p>④重症化予防対策の推進</p> <p>・ 従来のメタボリックシンドローム対策としての未治療者への受診勧奨を着実に実施するとともに、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する。また、特定保健指導と併せて、健康意識が高まる健診当日や健診結果提供時における効果的な受診勧奨について、2023年度パイロット事業等の成果を踏まえ、全国展開を図る。</p> <p>・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。また、加入者のQOLの維持及び医療費適正化の観点から、外部有識者の研究成果を踏まえ、人工透析につながる要因となる糖尿病性腎症に対する受診勧奨を実施する。</p> <p>■ KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする</p>	<p>④ 重症化予防対策の推進</p> <p>・ 従来のメタボリックシンドローム対策としての未治療者への受診勧奨を着実に実施するとともに、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する。</p> <p>・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。</p> <p>【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする</p>
	<p>⑤コラボヘルスの推進</p> <p>・ 2017年度から実施している事業所の「健康宣言」は、保健事業実施計画（データヘルス計画）の柱の一つであるコラボヘルスの代表的な取組となっている。</p>	<p>⑤コラボヘルスの推進</p> <p>・ 関係団体（県、経済団体、保険会社等）との連携により「高知家」健康企業宣言事業所、及び健康経営優良法人認定事業所の拡大を図る。</p> <p>・ 「こうち健康企業プロジェクト」に参加し、健康経営セミナーの開催や新聞紙面を利用した啓発等を通じて、健康経営の普及促進を図る。</p> <p>・ 事業所カルテを活用し、各事業所に健康課題を把握してもらう。</p>

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
<p>戦略的 保険者 機能 関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所での健康づくりの取組の質を担保するため、2026年度末までにプロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図る。</li> <li>若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを実施する。</li> <li>メンタルヘルス対策について、産業保健における取組と連携しつつ、積極的に推進する。</li> <li>これらの取組の推進には、業界団体も含めた「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用する。</li> </ul> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を110,000事業所（※）以上とする （※）令和6年度及び令和7年度については、標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数。令和8年度については、標準化された健康宣言の事業所数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定保健指導の実施率が低調な業種団体や未治療者の多い業種団体に対し、会報誌を活用した周知啓発等の協力依頼を行う。</li> <li>未治療者の多い事業所を訪問し、特定保健指導の実施や要治療判定者等に対する受診勧奨等、コラボヘルスの推進について働き掛けを行う。</li> <li>「高知家」健康企業宣言事業所における健康づくりのサポートとして、専門講師によるオンライン講座の開催を実施する。</li> <li>高知家健康パスポート（高知県のアプリ）や高知市いきいきチャレンジ等を活用し、県や市町村との連携により、加入者への健康づくりを推進する。</li> <li>メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を50万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を930事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p>
	<p>Ⅲ）医療費適正化 ①医療資源の適正使用 i）ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会のジェネリック医薬品使用割合は、2023年3月診療分で81.7%と、80%以上の水準まで達している。使用割合が80%以上の支部は、この水準を維持・向上できるよう努め、使用割合が80%未満の支部は、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で一層の使用促進に取り組む。</li> </ul>	<p>Ⅲ）医療費適正化 ①医療資源の適正使用 (1)ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関や調剤薬局に対して「見える化ツール」「医薬品実績リスト」等を活用し、ジェネリック医薬品への切り替え促進を図る。</li> </ul>

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
戦略的 保険者 機能 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組むとともに、医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえた取組を行う。</li> <li>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</li> <li>・ バイオシミラー（バイオ後続品）について、国の方針（※1）に沿って、2024年度パイロット事業等の成果を踏まえ、医療機関等への働きかけを中心に使用促進を図る。 （※1）「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」</li> <li>iii) ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策</li> <li>・ ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。</li> <li>iv) 上手な医療のかかり方</li> <li>・ 医療資源の適正使用の観点から、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。</li> <li>i) ～iv) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お薬手帳ファイルを作成し、調剤薬局を通じて加入者に配付することで、ジェネリック医薬品の使用促進を図るほか、医薬品の相互作用や重複服用等の解消、ひいてはポリファーマシーの防止に繋げる。</li> <li>・ 本部から提供されるジェネリックカルテを活用し、実情を把握するとともに阻害要因の解消に繋げる。</li> <li>・ 上手な医療のかかり方とあわせメディアやSNS等を利用した使用促進広報を実施する。</li> <li>・ 若年層（18歳～39歳）に対しジェネリック医薬品軽減額通知を実施し、効果的に使用促進を図る。</li> <li>・ 高知県後発医薬品安心使用促進協議会において、積極的に意見発信する。</li> <li>(2) 上手な医療のかかり方</li> <li>・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。</li> <li>・ ジェネリック医薬品の使用促進とあわせてメディアやSNS等を利用した使用促進広報を実施する。</li> <li>・ イベント会場での広報を通じて、加入者を含む県民に知識の啓発を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても80%を達成していない支部について早期に80%を達成する必要がある、重要度が高い。</p> <p>また、第46回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和5年4月28日開催）において定められた国の目標である、「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p>

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
戦略的 保険者 機能 関係	<p>■ KPI :</p> <p>1) 全支部において、ジェネリック医薬品使用割合(※2)を80%以上とする。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。</p> <p>(※2) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p> <p>2) バイオシミラーに80% (※3) 以上置き換わった成分数が全体の成分数の25% (※4) 以上とする</p> <p>(※3) 数量ベース (※4) 成分数ベース</p>	<p>■ KPI :</p> <p>ジェネリック医薬品使用割合 (※) を年度末時点で80%以上とする</p> <p>(※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p>
	<p>②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</li> </ul> <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会の財政が今後厳しさを増すことが予想されることを踏まえ、医療保険部会や中央社会保険医療協議会等の国の会議において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。</li> <li>また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対し、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。</li> </ul>	<p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>(1) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>(2) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果や県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p>

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
戦略的 保険者 機能 関係	<p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。</li> <li>・現行制度の枠組みのあり方に関する今後の見直しについては、インセンティブ制度に対する政府の方針、健康保険組合・共済組合における後期高齢者支援金加算・減算制度の実施状況等を勘案しつつ、検討に着手する。</li> <li>・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。</li> </ul>	<p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、丁寧な周知広報を行う。</li> </ul>
	<p>IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解いただくことが必要である。</li> <li>・このため、「広報基本方針」及び当該方針に基づき毎年度策定する「広報計画」に基づき、健康保険委員も含めた「顔の見える地域ネットワーク」を活用した広報を実施するとともに、「① 協会の財政状況・医療費適正化等の取組」、「② 健康づくりの取組」、「③ 制度改正などに対応した適時の情報発信や周知」を主な広報テーマとし、本部・支部で連携して、統一・計画的な広報を実施する。</li> </ul> <p>（※）広報基本方針・広報計画については「（3）保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備」の「IV）広報基本方針・広報計画の策定」に後掲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部においては、ホームページや全支部共通広報資材等の統一的使用可能な各種広報ツールにより、全国で一律に周知すべき内容を中心とした広報を実施する。特にホームページについては、利用者目線で改善を図るとともに、SNSの積極的な活用を図る。この他、アプリ導入の検討を行う。</li> <li>・支部においては、広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。</li> </ul>	<p>IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「健康づくりサイクルの定着」（毎年確実に健診を受診し、健診結果に応じた行動（特定保健指導の利用や医療機関への早期受診）をとることの重要性の周知を図る）について、積極的に取り組む。</li> <li>・広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。</li> <li>・既存の納入告知書同封チラシ、支部メールマガジン、健康保険委員広報チラシ等の事業主担当者・加入者への広報をこれまでどおり実施する。また、LINE導入後は、LINE登録者の推進も含めて、SNSを活用した加入者へ直接届ける広報を強化する。</li> </ul>

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
戦略的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険委員について、委員の委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくりを担っていただけるよう、研修や広報誌を通じた情報提供の充実を図り、その活動の効果の向上に努める。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。</li> <li>■ KPI：               <ul style="list-style-type: none"> <li>1) ホームページアクセス数を1億4,200万以上とする</li> <li>2) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を50%以上とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険委員については大規模事業所を中心に、電話や文書等により健康保険委員の委嘱勧奨を行う。</li> <li>・ 健康保険委員に対して、定期的な情報提供（研修会開催、広報誌発行、健康保険各種申請の手引き等の配付等）を行う。</li> <li>■ KPI：               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 - 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を58.8%以上とする</li> <li>1 - 2) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</li> </ul> </li> </ul>

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
組織・運営体制関係	<p>（3）保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</p> <p>I）人事・組織</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険者機能の更なる強化・発揮に向け、目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位の人事を推進するなど、人事制度を適正に運用することにより、協会の理念を具現化する職員の育成と、職員のモチベーションの維持・向上を図る。</li> <li>・ 一方で、2016（平成28）年度に見直しを行った人事制度については、導入から7年が経過し、様々な課題も顕在化していることから、それらの課題を検証した上で、能力や適性に応じた処遇のあり方などについて、制度の見直しを進める。</li> </ul> <p>② 新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者数の変動に伴う業務量の変化や新たな業務システムの導入などを踏まえ、人員配置のあり方を検討した上で、適正な人員配置を行う。</li> </ul> <p>③ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療保険制度を支える日本最大の保険者としての役割の重要性を職員が自覚し、自らの人材力を高めていけるよう継続的な学びの機会を提供する。</li> <li>・ 具体的には、適正かつ効率的に事務を遂行する能力に加え、データ分析や発信力の向上を図り、更なる保険者機能の発揮につなげていく。</li> <li>・ 人材育成にあたっては、職員一人ひとりが「自ら育つ」という成長意欲を高めるとともに、「現場で育てる」という職場風土を醸成し、組織基盤の底上げを図る。</li> </ul>	<p>（3）保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</p> <p>○更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OJTを中心とした人材育成に取り組む。</li> <li>・ 支部の課題や実情に応じた独自研修をおこなうほか、自己啓発に取り組むための支援として本部が斡旋する通信教育講座について、積極的な受講を勧奨する。</li> </ul>

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
組織・運営体制関係	<p>④働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。</li> <li>具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。</li> <li>また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。</li> </ul> <p>⑤風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。</li> <li>本部の主要課題や支部の取組の好事例などを広く職員が共有できるよう、組織内の情報発信の強化に取り組む。</li> </ul> <p>⑥支部業績評価を通じた支部の取組の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支部業績評価を通じ、各支部がお互いに比較し合い切磋琢磨することで協会全体での取組の向上を目指すとともに、評価結果を支部幹部職員の処遇で勘案することにより、職員の士気向上を図る。</li> <li>評価項目及び評価方法について、支部の規模や置かれた環境などが異なることを踏まえ、全ての支部が取り組みやすく、かつ、公平な評価が行えるものとなるよう見直す。</li> </ul>	<p>○働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備するとともに、風通しの良い職場づくりを推進する。</li> <li>病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。</li> <li>年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。</li> </ul>
	<p>Ⅱ）内部統制等</p> <p>協会の組織目的の重要性及び公共性を踏まえ、法令等規律を遵守し、協会の業務の適正を確保するため、内部統制の取組を進める。</p>	

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
組織・運営体制関係	<p>①内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の安定運営に関わるリスク要因が多様化・複雑化してきていることなどを踏まえ、事前にリスク対策を実施することによりリスクの発生抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を進める。</li> <li>・ 適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル等を点検し、体系的に整備を進める。</li> <li>・ 階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。</li> </ul> <p>②個人情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を繰り返し実施する。</li> <li>・ 本部・支部において個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。</li> </ul> <p>③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。</li> <li>・ 本部・支部においてコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。</li> </ul> <p>④災害等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等について定期的に訓練や研修を実施するとともに、有事の際には、業務継続計画（BCP）など各種マニュアル等に基づき適切に対応する。</li> <li>・ 業務継続計画書（BCP）など各種マニュアル等の見直しを継続的に行う。</li> </ul>	<p>○リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、各種リスクを想定した訓練を実施する。</li> </ul> <p>○コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必須6研修（ハラスメント研修、情報セキュリティ研修、個人情報保護研修、コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、ビジネススキル研修）の実施を通じて、コンプライアンスの徹底を図る。</li> <li>・ 定期的又は随時にコンプライアンス委員会、個人情報保護委員会を開催することにより、コンプライアンスの推進を図る。</li> </ul>

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
組織・運営体制関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所及び加入者等の個人情報を実際に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策の強化を図る。</li> </ul>	
	<p>⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス水準の確保に留意しつつ、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。</li> <li>・ 調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。</li> <li>・ 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。</li> <li>・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</li> </ul> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>	<p>○費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。</li> <li>・ 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</li> <li>・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。</li> <li>・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</li> </ul> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
組織・運営体制関係	<p>Ⅲ) 広報基本方針・広報計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会が保険者機能を更に発揮して将来にわたり協会事業を円滑に実施していくためには、協会財政や健康づくりなどの取組に対する加入者・事業主の理解のより一層の推進が求められる。このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化するため、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、毎年度具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。</li> <li>・具体的には、</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する。</li> <li>② テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する。</li> <li>③ 本部は統一的観点から、支部は地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を実施する。</li> <li>④ 評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回す</li> </ol> <p>ことを基本姿勢とし、健康づくりの取組、健康保険制度や各種給付金等の申請方法等及び協会の財政状況、医療費適正化等の取組等について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。</p> <p>Ⅳ) システム整備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①協会システムの安定運用</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会の基盤的業務（現金給付の支払い等）が停止することがないよう、日々の運行監視やシステムメンテナンス業務を確実に実施していくとともに、並行して安定稼働に大きな影響を及ぼす各種サーバーやOSのバージョンアップ等の対応を適切に実施し、協会システムを安定稼働させる。</li> <li>・領域ごとに分かれた複数の事業者が、効率的かつ協力して作業を行えるよう、運用管理を行っていく。</li> </ul>	

# 第6期保険者機能強化アクションプラン案および令和6年度支部事業計画案（高知支部）

分野	第6期保険者機能強化アクションプラン（案）	令和6年度事業計画（案）
組織・運営体制関係	<p>②制度改正等に係る適切なシステム対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律改正、制度改正及び外部機関におけるシステムの変更等に対し、内外の関係各所と調整しながら確実な要件定義を行い、スケジュールを遵守して適切なシステムを構築する。</li> </ul> <p>③業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2023年1月にサービスインした業務システムについて、業務効率化の効果が最大限に得られるよう、システム上の懸案事項や課題を整理し、更なる機能向上を目指す。</li> </ul> <p>④中長期を見据えたシステム対応の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申請やマイナンバーカードと健康保険証の一体化といった協会を取り巻く環境を鑑み、具体的なICT活用の実現や、業務システムの機器更改および新たな環境の変化への対応等、協会の業務に適合した効率的かつ最適なランドデザインを描く。</li> </ul>	